

入札説明書

令和6年4月2日さいたま市告示第674号により公告した「さいたま市民医療センター設備等劣化度調査業務」の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 件名 さいたま市民医療センター設備等劣化度調査業務

2 入札説明会 入札説明会は開催しない。

3 仕様その他明細に関する質問及び回答

仕様その他明細に関する質問がある場合は、質問書を提出すること。

(1) 提出先 さいたま市役所保健衛生局保健部地域医療課

(2) 提出方法 電子メール (chiiki-iry@city.saitama.lg.jp)

(3) 受付期間 告示日から令和6年4月8日(月)午後5時まで

(4) 質問に対する回答は、令和6年4月10日(水)に市ホームページに掲載するものとする。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請に関する事項

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 平成25年以降に行った、病院の新設設計、改修設計、修繕計画作成等に関わる契約書の写し

(2) 受付期間

告示の日から令和6年4月12日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所保健衛生局保健部地域医療課

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和6年4月18日(木)午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場

合のみ受け付けるものとする。

5 入札保証金に関する事項

(1) 納付額

見積もった金額の100分の5以上

(2) その他

入札時に領収書の写しを持参すること。

6 入札保証金免除に関する事項

さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条により入札保証金の免除申請を行う場合は、入札保証金免除申請書に次の書類を添付し、提出すること。

ア 1号事由により免除申請する場合

保険会社との間に締結した、市を被保険者とする入札保証保険契約書の写し

イ 2号事由により免除申請する場合

過去2年の間（告示日が起算点）に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と締結した、種類及び規模をほぼ同じくする契約書の写し（2件分）

7 入札に関する事項

(1) 入札日時 令和6年4月26日（金）午前11時00分

(2) 入札場所 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第5会議室

(3) 入札及び開札に立会う者は、入札者又はその代理人とし、競争入札参加資格確認結果通知書を持参した1名のみ入札場所へ入場できる。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。

(4) 入札方法

ア 入札は、所定の入札書をもって行ない、入札件名を記載した封筒に入札書を入れ、提出すること。

イ 代理人をして入札等をさせる場合は、委任状を提出し、入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）には代理人の記名押印すること。

ウ 入札金額は、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札等を希望しない場合には、参加しないことができる。ただし、入札等の日時までに、書面（入札辞退届）により、その旨を必ず届け出ること。

オ 初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は、1回とする。

カ 再度入札で不調になった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約とし、見積合わせを実施する。

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、その業務の再度入札に参加できない。

8 添付書類

(1) 告示文書の写し

(2) 仕様書

(3) 競争入札参加申込兼資格確認申請書

(4) 入札保証金免除申請書

(5) 質問書

(6) 入札書

(7) 委任状

(8) 辞退届